

# いいづかブランド認定製品支援補助金交付要綱

令和3年8月23日

飯塚市告示第262号

(趣旨)

第1条 この告示は、いいづかブランド認定要綱(令和3年飯塚市告示第 号)に規定する、いいづかブランド認定製品(以下「認定製品」という。)の販路拡大又は生産拡充等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、いいづかブランド認定要綱第8条の規定により認定を受けた製品の申請者とする。

2 補助対象者は、過去にこの告示の補助を受けた製品について、再び補助金の交付申請をすることができない。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費等は、別表に定めるとおりとする。

(申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類をいいづかブランド認定製品支援補助金交付申請書に添えて市長に申請しなければならない。

- (1) いいづかブランド認定製品支援補助金事業計画書
- (2) 市税の納税証明書その他滞納がないことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項により補助金交付の可否を決定したときは、補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の補助金交付決定に際して、条件を付することができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業が完了したときは、いいづかブランド認定製品支援補助金実績報告書に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、交付すべき補助金額を確定し、いづかブランド認定製品支援補助金交付確定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、いづかブランド認定製品支援補助金交付請求書により補助金の請求をするものとする。

(関係書類の整備)

第9条 交付決定者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 交付決定者は、申請後の事情の変更により補助事業を遂行することができなくなったときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から20日を経過する日までの間に限り、当該申請を取下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、様式等補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額	補助率
商標登録出願事業	製品の商標登録出願料及び新規商標登録料(電子化手数料及び事務代行依頼に係る事務手数料を含む。)	50,000円	補助対象経費 × 1/2
製品事業化・量産化促進事業	製品・加工品を製造する際に必要となる機械及び器具の購入費又は借上料(設置に必要な備品購入費用、電気工事費用、運搬費用を含む。) ・一次産品を活用して新商品の開発及び加工を委託する場合の加工委託料(委託契約料、下処理料、レシピ開発費、加工料、容器代等)	300,000円	補助対象経費 × 1/2
出展・出品等手数料補助事業	市場開拓または販路開拓を目的とした国内外への展示会等へ出展・出品する際にかかる経費及び手数料(出展・出品に必要な備品購入費用、借上料、送料等を含む。)	250,000円	補助対象経費 × 1/2

備考 この表により算定した補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。